

Google LLC v. Oracle America, Inc. : 米国著作権法における公正利用 ～ソフトウェアの著作権侵害のリスクはどの程度軽減されたのか?～

阿部ジェームス*, Caleb Bean**

1. はじめに

*Google LLC v. Oracle America, Inc.*¹⁾ は、10年以上に及んだ米国の著作権侵害事件である。本件は、Sun Microsystems, Inc. (サン社) が開発した Java プログラミング言語、特に Application Programming Interface (API) に関する事件である。Oracle America, Inc. (オラクル社) は、サン社および Java のプラットフォームを買収し、その後 Google LLC (グーグル社) を著作権および特許権侵害で訴えたのが始まりである。本事件の争点となったプログラムコードは、サン社の Java Standard Edition プラットフォームの一部で、初期のグーグル社のアンドロイド・オペレーティングシステム (OS) に採用されていた。グーグル社は Java コードの一部を複製したことを認めていたが、著作権侵害の訴えについて当該コードが著作権の対象でないことと、米国著作権法における公正利用 (フェアユース) に該当するものだと主張した。

本事件の背景には、多くのプログラマーが、オープンソースコードの利用を含め、広く知られる Java のファンクションコールを使用しソフトウェア・ライブラリをコールしていたことにあった。特に、API はその名の通りインターフェース部分にあたり、同じファンクションコールを利用するのは互換性のある製品を提供することにも関係する。オラクル社に買収される前のサン社の事業戦略では、オープンソースのライセンスのもとでファンクションコールおよびそのコードを広く提供し、実際の機能やタスクを実行するコードについては、ライセンスまたは自社のコードを提供することを狙っ

ていた。

しかし、サン社がオラクル社に買収された後、オラクル社はグーグル社を著作権侵害で訴えることによって、グーグル社によるファンクションコールおよびコードの複製を止めさせようとした。つまり、オラクル社は、ファンクションコールおよびそのコードが、サン社の戦略においてオープンソースのソフトウェアとして広く使用され複製されていたにもかかわらず、侵害認定を求めたのである。²⁾

結果的に本事件では、268 万行の Java API コードのうち、グーグル社が複製した約 1 万 1500 行のコードが公正利用にあたるかどうかはその争点となった。米国連邦最高裁判所 (最高裁) は、この Java API コードの複製について、プログラマーが既に慣れ親しんでいたコーディング言語の使用を目的として複製したため、米国著作権法における公正利用であると認定した。

本事件は、特に判断が複雑で難しいとされている公正利用について最高裁が見解を示した希少な事件である。最高裁が公正利用に関する判決を下した事自体が、およそ 25 年ぶりとされただけに、最高裁がどのような判決を下すか多くの法律家が注視していた。本稿では本事件の背景、地方裁判所や控訴裁判所の判決を含めこれまでの訴訟の経緯、そして最高裁判決の影響について考察する。

* パートナー, Alston & Bird LLP

** シニアアソシエート, Alston & Bird LLP

2. Java API およびAndroid OS に関する背景

a. サン社、オラクル社と Java API について

1996年、サン社はJavaプログラミング言語とプラットフォームを開発し公開した。JavaおよびAPIのコードは、一定の条件下で無料で使用出来るオープンソースライセンスの他にも仕様ライセンスや商業ライセンスもあったが、いずれにせよJavaコードおよびライブラリはサン社の管理下にあった。³⁾ サン社の目的は「一度書けば、どこでも実行できる」というスローガンにもあったように、様々なOSまたはデバイスに使用できるコンピュータープログラムを作成し、プログラマーの負担を緩和することであった。⁴⁾

初期のJava SEには、8つのプログラムパッケージが含まれ、そのうちの3つのパッケージが「コア」であり、Java言語を有効使用するために必須であった。⁵⁾ 2008年ごろには166のAPIパッケージが存在していた。当該訴訟では、37のAPIパッケージが争点となっていたが、その中には必須となっていた3つのパッケージも含まれていた。⁶⁾

APIは、プログラマーが独自コードを作成し機能を実行するのではなく、作成済みコードを使用して特定の機能を独自のプログラムに組み込むことを可能にするツールである。これにより、プログラマーは、作成済みのコードの膨大なライブラリを利用して、複雑なタスクを実行することができる。これらのAPIパッケージには、すべてが宣言(Declaring)コードおよび実装(Implementing)コードの2種類のコードから構成されていた。⁷⁾ 実装コードは、要求した特定のタスクを実行するコードであり、グーグル社は独自に実装コードを作成していたため、本事件では問題にならなかった。

宣言コードは、プログラマーが実装コードを呼び出して個別のタスクを実行するために行う「メソッド呼び出し」に関連する。⁸⁾ APIの宣言コードは、事前に作成された実装コードへのリンクを形成するショートカットになるため、プログラマーは、実装コードに記述された何千ものタスクを独自に作成せずに容易に利用できる。⁹⁾ 宣言

コードを使用してメソッド呼び出しを入力すると、APIは正しい実装コードを見つけ、それをコンピューターに実装させる。¹⁰⁾ この宣言コードこそが、本事件の争点となったものである。¹¹⁾

Androidの開発当初には、600万人のプログラマーが、Java言語を学習しており、そのために多大な時間を費やしていた。¹²⁾ これらのプログラマーの多くは、人気のあったJava SEを使用して主にデスクトップおよびノートPCで使用するプログラムを開発していた。¹³⁾ プログラマーは、Java言語を使用することで基盤となるハードウェアに関係なく、デスクトップまたはノートPCで実行できるプログラムを作成できた。¹⁴⁾ その結果、プログラマーは、Java SEプラットフォームにおける経験から多くのメソッド呼び出しについて知っていた。

2006年～2007年頃、市場からの圧力を受けたサン社は、オープンソースライセンスを変更してOpenJDK (Open Java Development Kit) をリリースし、その後も携帯電話メーカーのNokia, Motorola, Research In Motion (Blackberry) などの商用ユーザー向けJavaおよびライセンスを供与した。サン社は、このようにして携帯電話市場への参入を試みたが、結果的に失敗したといえる。2010年、オラクル社はサン社を買収し、その後すぐに本事件を提起した。¹⁵⁾

b. Androidの開発について

Android, Inc. (Android社) は、携帯電話プラットフォームを開発するために2003年に設立され、2005年にグーグル社に買収された。¹⁶⁾ グーグル社は、無料でオープンなプラットフォームを想定し、ソフトウェア開発を進めていた。¹⁷⁾ その開発中、グーグル社は新しいスマホテクノロジーに利用するためにJavaプラットフォームのライセンスを得るべくオラクル社と交渉した。¹⁸⁾

しかし、グーグル社はプログラマーが自由にコードを修正できることを望んでいたが、オラクル社はAndroidプラットフォームで書かれたすべてのプログラムが相互運用可能であることを必須と考えていた。¹⁹⁾ Android社の創設者

は、「オープンソースプラットフォームについての基本的な考えは、人々がそれを使って出来ることについて極めて少ない制限を設けることにあり」と説明し、サン社の相互運用性ポリシーはその自由でオープンなビジネスモデルに反すると述べた。²⁰⁾ そしてグーグル社は、アンドロイドの言語をオープン化し、第三者がコードを利用してアプリケーションを作成できるようにしたいと考えていた。一方でオラクル社は、グーグル社がコードをオープン化することで、Javaの相互運用性の特徴を弱めてしまうことを懸念していた。結果的に両当事者は合意することが出来ず、取引は成立しなかった。

グーグル社はJavaを望む条件でライセンスを取得出来なかったため、Javaをベースとした新たなプラットフォームを開発する道を選んだ。²¹⁾ 約100人のグーグル社エンジニアが3年以上にわたってアンドロイドのプラットフォームとなるソフトウェアを開発し、数百万行もの新しいコードを作成した。²²⁾ アンドロイドは、スマホ向けに開発されているという点で、限られたバッテリーおよびGPSテクノロジーの利用等、デスクトップやノートPC向けに作成されたJavaとは異なる側面があった。²³⁾ グーグル社は、Javaに精通する何百万人ものプログラマーが簡単にアンドロイドプラットフォームのコーディングができるように、およそ1万1500行のコードをJava SEのプログラムから複製した。²⁴⁾ 複製したコードは、Java SEの中心ともいえるAPIのインターフェース部分のコードであった。²⁵⁾

しかし実装コードについては、グーグル社が独自で開発し、アンドロイドプラットフォームのコードの大部分を構成していた。²⁶⁾ また、アンドロイドのAPI内のほとんどのパッケージに対してグーグル社は独自の宣言コードを作成し、Java APIの宣言コードからは37個のパッケージのみを複製した。²⁷⁾ この37個のパッケージは、プログラマーにとって最も有用であり、そのうち3つについてはJavaを使用するための基本部分であった。²⁸⁾ しかし、複製された宣言コードで要求されたタスクを実行するのは、グーグル社が独自

に作成した実装コードであった。²⁹⁾ これらの宣言コードを複製しなければ、プログラマーは同じタスクを呼び出すために新しいシステムを学ぶ必要があった。

周知のように、アンドロイドプラットフォームは商業的に成功した。2007年にリリースされてから5年以内に、アンドロイド製品は市場で大きなシェアを獲得し、2015年時点の売上高は420億ドルを超えていた。³⁰⁾

3. 米最高裁判所までの道のり

本事件は2度の裁判と2度の控訴審が行われた後に最高裁へ辿り着いている。米国での訴訟は、一般的に裁判に辿り着くまで2～3年ほどかかり、控訴も1年ほどかかることも珍しくない。本事件が10年以上続いたのは、訴訟における争点がいくつもあり、別々に裁判と控訴がなされていたことが大きい。

a. 第1の訴訟：APIが著作物であるか (2010–2015年)

i. 第1のカリフォルニア地裁裁判

オラクル社は、2010年8月13日にカリフォルニア州北部地区連邦裁判所（カリフォルニア地裁）に対して著作権および特許権侵害を理由にグーグル社を提訴した。³¹⁾ 担当の地裁判事は、自身もプログラミング経験があったアルサップ判事であった。オラクル社は、グーグル社がJava APIの37個のAPIパッケージの宣言コードをライセンスなしでアンドロイドに複製したとして、著作権侵害を主張した。³²⁾ オラクル社は、Javaに関連する7つの特許についても侵害主張した。³³⁾ オラクル社は、グーグル社が著作権で保護されたコードを使用することを阻止するために、損害賠償として88億ドルおよび差し止め命令の両方を求めた。

アルサップ裁判官は、事件を(1)著作権、(2)特許、(3)損害賠償の3つのフェーズに分けた。著作権侵害についてはいくつかの事項について焦点が当てられた：9行のrangeCheck機能、いくつかのテストファイル、Java APIのStructure、

Sequence, Organization (SSO), および API に関する資料である。オラクル社は、グーグル社が 37 の個別の Java API を侵害していると主張した。

2 週間の裁判を経て、陪審員はグーグル社がコード、SSO、API の資料、および rangeCheck 機能関連の著作権を侵害していたと認定したが、これらの用途が公正使用に該当するかについては意見が分かれたことから判決に至らなかった。³⁴⁾ その為 Java API が著作権で保護されていると陪審員は判断したが、グーグル社の使用が公正利用であるかどうかを結論付けることはできなかった。興味深いことに、陪審員は、サン社およびオラクル社の行動に基づき、グーグル社がライセンスを取得する必要はないと考える可能性はあると考えた一方で、グーグル社の知識レベルを考慮すると実際にそのような認識をしていなかったらうと認定した。つまり、グーグル社の知識レベルを考えるとライセンスは必要と認識していたと推定されたことになる。

アルサップ判事は、陪審員の評決にかかわらず、グーグル社が API の大部分を構成する実装コードを独自に作成したことを指摘し、宣言コードは著作権法が保護する内容ではないと判断した。³⁵⁾ そして、著作権法の下では Java API が選択するタスクを実行するために、誰でも自由に独自のコードを作成できるべきだと述べ、グーグル社が複製した部分は著作権で保護されないオペレーションに関するシステムや方法であると述べた。³⁶⁾ グーグル社は、Java API の宣言コードと組織的構造のみを複製していたが、呼び出されたタスクを実行する実装コードは独自に作成したことに注目した。³⁷⁾

これらの判決に基づき、予定されていた損害賠償に関する裁判は行われず、両当事者は判決を不服として連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) へ控訴した。

ii. 第 1 回目の CAFC 控訴判決

CAFC は、まず API の宣言コードおよびその組織構造の両方が著作権で保護されうるとして、カリフォルニア地裁の判決を覆した。³⁸⁾ CAFC の意見では、グーグル社は独自の実装コードを開発したのと同じように、宣言コードも独自に開発で

きたらうと指摘した。³⁹⁾ しかし、公正利用の問題については事実認定が不十分であったため、その点について裁判を行うために事件をカリフォルニア地裁に差し戻した。⁴⁰⁾ グーグル社は、当該控訴判決について不服として最高裁に再審理するよう請願したが、最高裁は請願を却下した。⁴¹⁾

b. 第 2 回目の訴訟：宣言コードの使用が公正利用であるか

(2016–2018 年)

i. 第 2 のカリフォルニア地裁判決

CAFC から差し戻された後、カリフォルニア地裁はアンドロイドに複製された 37 の Java API パッケージに含まれる宣言コードと組織構造の使用が公正利用に該当するかどうかを判断するため、1 週間にわたる裁判を行った。⁴²⁾ 陪審員は 3 日間の審議後、グーグル社の使用が公正利用に該当すると認定した。⁴³⁾ オラクル社はこの判決を不服として再度 CAFC に控訴した。⁴⁴⁾

ii. 第 2 回目の CAFC 控訴判決

2 回目の控訴では、CAFC はまず公正利用の判断には、事実問題と法律問題が混在することを認識しつつ、最終的な判断は法律問題であると認定した。⁴⁵⁾ そして、グーグル社による Java API の使用は、公正利用ではないと判断した。⁴⁶⁾ CAFC は、著作権で保護されたコードをそのまま複製し、それを競合するプラットフォームにおいて同じ目的および機能に使用することについて、公正な事は何もないと述べた。⁴⁷⁾

CAFC は、陪審員が決定したすべての事実問題がグーグル社に有利であったとしても、グーグル社による Java の使用は、公正利用の範囲内に収まらないと判断した。そしてグーグル社による Java API の使用は、公正利用の法定基準のいずれも満たしていないとし、変革的ではない単なる再利用にすぎないと認定した。⁴⁸⁾ その理由として、グーグル社が最小限のコードの変更や書き直しさえせずに同じ目的で使用したことや、複製された 1 万 1500 行のうち 170 行だけがグーグル社の目的に必須であったことを挙げた。⁴⁹⁾ さらに、

グーグル社は、他社との相互運用性のためにコードを使用していなかったことや、むしろ相互運用性を阻止しようとしたことも挙げた。⁵⁰⁾

また、CAFCの考えではアンドロイドよりも前にJavaを利用したスマホは存在していたため、アンドロイドの使用が変革的な新しいプラットフォームでの使用と呼べるものではなかったと考えた。そしてアンドロイドの開発の結果、オラクル社はアンドロイドと競争を強いられるような状況に置かれたと考えた。⁵¹⁾ 総合的にみて、CAFCはグーグル社によるJava APIの使用は、4つの公正利用基準すべてを満たしていないとした。

CAFCはさらに、グーグル社はJava APIを複製することにより、Javaに慣れ親しんでいる開発者にとってアンドロイドの魅力を高め、Javaコードが書き換えられることができたにもかかわらず、その労力さえも回避したと述べた。⁵²⁾ そして、アンドロイドが無料使用できる条件であっても、グーグル社によるJava APIパッケージの使用は商業的であることには変わらないため、非営利にするものではないと認定した。⁵³⁾

CAFCは、損害賠償を判断するために地裁へ差し戻そうとしたが、グーグル社は最高裁に著作物性および公正利用の両方について再審理するよう請願した。⁵⁴⁾ 最高裁が取り上げる事件は数に限りがあるが、最高裁は重要問題と考え再審理することを認めた。

4. 米最高裁判所の意見

最高裁判決は、6対2に分かれた。多数意見は、Breyer判事が述べ、Roberts判事、Sotomayor判事、Kagan判事、Gorsuch判事、Kavanaugh判事が加わった。Thomas判事は反対意見を述べ、そこにAlito判事が加わった。2020年10月27日に就任したばかりのBarrett判事は、判決に関与しなかった。前述の通り、最高裁へ提出された質問事項は次の2つであった。①複製されたAPIが著作物であるか、そして②その複製が公正利用に該当するか、である。

a. 最高裁判決（多数意見）

まず、最高裁は、急速に変化する世界の技術、経済およびビジネス環境を考えると、当事者の紛争を解決するために必要最低限の内容を述べるべきとし、後者の質問②にのみ答えた。そして、前者の質問①については、侵害の対象となったJava APIが著作物であるとの前提で再審理を行ったが、その判断が正しいかどうかについては、当該判決が認める内容ではないことを明示した。⁵⁵⁾

その上で、最高裁は、まず公正利用の基本的なルールについて確認した。公正利用とは、元々は裁判所から生まれた判例法における概念であるが、1976年の米国著作権法の中で制定化された。公正利用は、「衡平法上の合理の原則」であり、著作権法による保護が、本来守るべきである創作行為の妨げになる場合、裁判所が著作権法の適用を制限できるルールである。⁵⁶⁾

制定法では、公正利用の原則は以下のように成文化されている。

著作権で保護された作品の公正利用は ... 批評、コメント、ニュース報道、教育... または研究などの目的であれば著作権の侵害ではない。特定の場合における作品の使用が公正利用であるかどうかを判断する際に考慮すべき要素には、次のものが含まれる。

- (1) 使用が商業的性質のものであるか、教育の為の非営利目的であるかを含む使用の目的と性質、
- (2) 著作権で保護された作品の性質、
- (3) 著作権で保護された作品全体に関連して使用される部分の量と実質性、および
- (4) 著作権で保護された作品の潜在的な市場または価値に対する使用の影響。⁵⁷⁾

これらの要因は網羅的なものではなく、従うべき一般原則である。この原則に基づいて判断される公正利用は、CAFCが下した判決のように法律問題と事実問題が混在した問題であると最高裁は確認した。⁵⁸⁾ さらに、公正利用は衡平法に基づく概念であることも再認識した。⁵⁹⁾

最高裁は、グーグル社による Java API の 37 個のパッケージに対する宣言コードと組織構造の使用が公正利用であるか、公正利用法（上記）に記載されている 4 つの要因をもとに再審理した。⁶⁰⁾

i. 著作物の性質

最高裁は、まず Java API はユーザーインターフェースであると述べ、3 つの部分に分けた：①実装するコード、②各タスクを呼び出すためのメソッド呼び出しコマンド、③実装コードとメソッド呼び出しを関連させる宣言コード。まず①についてはグーグルが開発しており、②についてはコマンドを呼び出すこと自体は侵害行為と訴えられていなかったため、③の複写行為が侵害にあたるかのみが争点となった。⁶¹⁾そして、宣言コードはプログラムの一部であるが、著作権の対象ではないアイデア（一般的なタスクの分割と編成）と、創造的な表現（アンドロイドの実装コード）との両方とを結びつける側面があると述べた。⁶²⁾

その上で、実装コードが革新的である一方で、宣言コードはユーザー中心の性質があるとし、2 つのコードの違いについて言及した。最高裁は、デスクトップやノート PC に比べて、限られたバッテリー容量の中で作動するスマホのための実装コードの開発にこそ創造性があると述べた。⁶³⁾そして、サン社は、宣言コードはユーザーが使いやすいようにオープンにし、実装コードで競合することを目指していた背景も、革新的なのは実装コードであり、宣言コードではないことを示していた。⁶⁴⁾

上記を考慮し、宣言コードは、特に実装コードに比べれば、著作権で保護しなければならない創作活動の中心部からは離れていると述べた。そのため、この要素は公正利用の適用を指していると判断した。

ii. 使用目的と性質

公正利用では、著作物に別の目的または性質の何かが追加され、新しい表現、意味、またはメッセージを付与されたかどうかとも関連する。⁶⁵⁾

最高裁は、グーグル社が Java API の一部をそ

のまま複写し、しかもサン社がそれらの部分を作成したのと同じ目的、つまり、プログラマーが特定のタスクを実行する実装プログラムを呼び出すために複写していたと述べた。しかし最高裁は、グーグル社が Java API を使用したのはアンドロイドベースのスマホという新製品を開発するためであるとし、それは変革的な使用であると判断した。⁶⁶⁾さらに、グーグル社が API を複写したのはスマホのプログラムに役立つタスクを含める必要がある場合に限りであったとも述べた。⁶⁷⁾そして、それはプログラマーが慣れ親しんだプログラミング言語を使ってタスクを呼び出すために必要な場合にのみ複写したと述べた。⁶⁸⁾つまり、最高裁の考えでは、プログラマーが慣れ親しんだ言語を放棄して、新しいものを学ぶ必要があるかどうかにも注目した。

目的の要素に関しては、商業性と誠実さも考慮事項に含まれるとして最高裁は言及した。まず、グーグル社の使用は商業的な取り組みであるが、新しいアンドロイドシステムにおける再実装が変革的であったとして、公正利用を否定するものではないと考えた。⁶⁹⁾誠実さについては、本事件では参考にならないとして審理において追及はしなかった。

上記の理由で、最高裁はグーグル社の複写の「目的と性質」は変革的であり、この要素も公正利用の適用を指していると判断した。⁷⁰⁾

iii. 使用された部分の量と実質性

最高裁は、宣言コードを単体の著作物として公正利用を検討するのか、それとも Java API の実装コードを含めた全体として検討するべきかについて考察した。⁷¹⁾宣言コードを単体で考えると、グーグル社が複写した量は多く、37 個のパッケージにおける 1 万 1500 行のコードとなっており、何百ものタスクを呼び出すのに必要なコードであった。しかし、ソフトウェアのセット全体で見ると、Java API のコードは 286 万行にもおよび、そのうち複写されたのは 1 万 1500 行のみで全体の 0.4% にすぎず、複写の量は少ないと判断した。⁷²⁾

それではどちらの見方が正しいのか。最高裁は、

基本的な考えとしては著作物の少量を複製していたとしても、複製した部分はその著作物の創造的な表現の中心部である場合、公正利用の対象外になると述べた。逆に著作物の大部分を複製していたとしても、それが創造的な表現となっていない部分である場合、公正利用の範囲に含まれるとした。⁷³⁾

Java API では、宣言コードはタスク実装コードを呼び出す目的があるため、その2種類のコードは不可分に結ばれていた。最高裁は、グーグル社が宣言コードを複製したのは、宣言コードの創造性、美しさ、またはその機能のためではなく、多くのプログラマーがすでに Java API のシステムと言語に慣れ親しんでいたからだとして述べた。⁷⁴⁾ グーグル社は、あくまで別の何か（スマホ向けのプラットフォーム）を開発するのが目的であったとし、「実質性」の要素は本事件のように、複製の量が有効で変革的な目的に結び付けられている場合、公正利用の適用を促すと述べた。⁷⁵⁾

最高裁はさらに、CAFC の意見はグーグル社の目的を狭く解釈していると非難した。CAFC は、Java との互換性が目的であれば 170 行のコードを複製するだけで済んだらと述べていたが、最高裁は、グーグル社の目的は単なる互換性の達成ではなく、アンドロイドを搭載したスマホ向けの新規プログラムを作成する際に、プログラマーが Java API の知識と経験を利用出来るようにすることであると述べた。つまり、宣言コードはプログラマーの創造性を開放するために必要な鍵である、と述べた。そして、独自の革新的なアンドロイドを開発するには、その創造性を開放する必要があったと考察した。⁷⁶⁾

iv. 市場における影響

最高裁は、複製されることによる著作物の市場における価値への影響について考察した。この要素は、著作権所有者が失う可能性のある金銭、およびその損失の元について考慮する。ただし、複製によって生じる可能性のある公共利益も考慮する必要がある。公共利益とは、例えば著作権法が守ろうとしている創造的な表現や制作にどのよう

に関連しているか、そして権利者が失う可能性のある金銭と比較した場合、それらが重要であるかどうかを考慮する。⁷⁷⁾

裁判記録に寄ると、アンドロイドのスマホ技術に関係なく、サン社はモバイル市場で成功するための条件を満たしていないことが示されていた。Java SE の主要市場は、ノートとデスクトップ PC であり、サン社のモバイル市場に参入するための努力の多くは失敗に終わっていた。その他にも、アンドロイドを使用しているデバイスは、サン社の技術をライセンスしているデバイスとは性質が異なることや、モバイル業界ではスマホと、よりシンプルなフィーチャーフォン（ガラケー）を区別しているとの説明もあった。⁷⁸⁾ つまり、アンドロイドは Java よりも高度な市場の一部であり、アンドロイドは Java のソフトウェア市場における代替品ではないとの証言にも言及した。⁷⁹⁾ 最高裁はこれらの証拠や証言を基に、サン社のモバイル事業は市場が要求する新しいスマホ技術を満たすことはできず、衰退する一方であったとの見方を示した。

さらに、問題となっている市場は2つあり、スマホ市場で Java 言語を学習するプログラマーもあり、そのようなプログラマーがその経験と才能をもう一方の PC 市場に持ち込むことも考慮された。⁸⁰⁾

最高裁は、アンドロイドの成功の理由は、第三者（プログラマー等）による Java プログラムへの投資が大きいのであって、サン社が Java API の開発に投資した時間と費用とは関係性が低いことを強調した。⁸¹⁾ つまり、著作権法は著作物（ソフトウェア）の操作方法を学ぶための第三者による投資または努力を保護するものではないと述べた。⁸²⁾

最高裁はさらに、プログラマーが Java API の学習のために投資した労力を考慮すると、オラクル社の権利行使を許容することは公益に害を及ぼすリスクがあると考えた。そして、プログラマーにとって同様の魅力を持つ代替となる API を作成するコストと難しさを考えると、ここでの権利行使を許容すると、Java API の宣言コードが新しいプログラムの創造を制限する壁になることを懸念した。つまり、この壁が著作権法の目的であ

る創造性の促進を妨げることが懸念された。⁸³⁾

最高裁は、サン社がアンドロイド市場での競争力を有するのかが不確実であること、および創造性に関する公益への害を考慮すると、市場への影響も公正利用の適用を促すと判断した。⁸⁴⁾

v. 結論：公正利用であった

最高裁は、グーグル社がユーザーインターフェースを再実装し、ユーザーが蓄積した知識を新しい革新的なプログラムで活用させるために必要なものだけを複製したため、グーグル社によるサン社の Java API の複製は、公正利用であると認定した。⁸⁵⁾ そのため、CAFC の判決を覆して差し戻した。

b. 反対意見

Thomas 判事および Alito 判事の反対意見は、多数意見の考えに対しいくつもの懸念を指摘した。まず、多数意見が意見を述べることを拒否した「API が著作物であるか？」の質問について言及した。反対意見の考えでは、宣言コードであろうとソフトウェアは基本的には著作権法における保護の対象であるべきだとし、多数意見が主張した「宣言コードと実装コードの区別について」懸念を示した。そして、宣言コードは実装コードと共に使う以外の用途はなく、同等に扱うべきだとの見解を述べた。さらに、区別しない方が連邦議会の著作権法の策定における考えに沿っていると述べた。その他にも、アップル社やマイクロソフト社が Java API を複製せずに独自のスマホプラットフォームを開発していたことにも言及した。

反対意見は、多数意見が4つすべての要素について公正利用が該当すると判断した事に対しても問題があると指摘した。

著作物の性質に関しては、宣言コードと実装コードでは、どちらかと言えば宣言コードの方がむしろユーザーと直接関係するインターフェースであることから著作物性が強く、宣言コードの方が著作物の中心部分であると述べた。他にも第三者がどれだけ投資したかは、公正利用には直接関係はないと述べた。

市場への影響については、グーグル社がアンドロイドを開発して製品化したことによりオラクル社の市場に2つの大きな影響があったと述べた。まず、アンドロイドの出現により、それまでアマゾン社やサムソン社から受け取っていた Java のライセンス料が大きく減少してしまった。もう一つは、アンドロイドの出現により、オラクル社がスマホ開発をしている他社にライセンス化する機会を奪ってしまったと述べた。そして、オラクル社がスマホを市場において成功する能力を有していたかに注目し過ぎず、ライセンスを提供する機会を失った事についてより考慮しなければならないと述べた。

他にも多く聞かれた意見として、プログラマーが新たなプログラムを創作する意欲を奪うことが懸念されていたが、本事件で問題となっているのは2014年11月以前のアンドロイドであり、将来的に多数意見が懸念している問題が起こることはないと述べた。ここでも反対意見は、アップル社とマイクロソフト社がオラクル社の宣言コードを使わずに自社でOSを開発したことについて言及した。そして、オラクル社の戦略は、プログラマーには宣言コードを無料でライセンス化したい意向があったため、プログラマーへの開発を妨げる心配はないと述べた。反対意見は、むしろ市場について懸念すべきは、グーグル社の市場における独占力であると指摘した。

グーグル社の使用の目的と性質については、グーグル社の使用は極めて商業的であると述べた。そして、その複製行為が、新たな性質や目的はなく、独自に宣言コードを開発する労力を回避したに過ぎないと述べ、変革的ではないと述べた。そして、多数意見が述べる新しい種類の製品を開発したことが変革的であると言うならば、著作物の概念を崩壊させてしまうという懸念を示した。ここでは、複製された宣言コードは全く同じ用途でアンドロイドで使用されていることに反対意見は着目した。

複製した量と実質性については、宣言コードこそが Java プラットフォームの魅力であり、グーグル社がそのコードを使用したいと思ったのだと

述べた。そして、比較すべきは API コード全体ではなく、宣言コードのうちどのぐらいの量を複製したかであると述べた。反対意見は、複製することによりアンドロイドは Java 製品の代替品となったため、複製した内容が実質的な部分であると述べた。

上記の理由から、反対意見はすべての要素に公正利用を適用するべきではないと判断した。

5. 本事件の影響及び実務上の留意点

a. ソフトウェア分野における公正利用への影響

本事件によって受ける一番の直接的な影響は、ソフトウェアを著作権で保護できる範囲が少なからず狭くなったことである。特にプラットフォームを開発する会社にとっては、API やインターフェースに関わる部分の著作権保護力が弱まったと言えよう。今回の判決の影響で、自社のソフトウェアが公正利用の影響で米国では保護対象とならない可能性が高い場合、ライセンス契約を通して使用制限条項を設ける、特許で権利を確保する、またはオープンではなく営業秘密として保護する戦略も検討すべきである。

逆にプラットフォームを開発しない、またはソフトウェア開発は余り実施しておらず他社のソフトウェアを使用することが多い企業にとっては、本事件により、むしろ API の宣言コードを複製しやすくなったといえる。そのため、これまでのライセンスの使用料の支払いを見直すよい機会かもしれない。特に相互運用性が重要であったり、ソフトウェアの宣言コードに比較できる部分がソフトウェアの実質部分であれば、公正利用となりうる。

また、新しい産業分野に参入する際に、他者が開発したソフトウェアを一部採用、改良、または強化した場合、公正利用となる可能性が高くなったと考えられる。特に製品や事業が著作物と分野が違う（スマホと PC が違うとされたように）、またはコードの一部を複製することが公益（プログラマーにとって便利）といえる場合、より公正利用になると思われる。

b. API がそもそも著作権の対象であるのか

本事件の 10 年間におよぶ訴訟において、一番の争点は Java API が著作権で保護されるべきかという問題であった。最高裁は、宣言コードについては、この重要な問題に触れずに公正利用をもって事件を解決した。つまり、CAFC の Java API が著作権で保護されるという判決は CAFC においては判例として残り、今後の訴訟でも引用が可能になる。しかし、CAFC の判例であるため、厳密には他の控訴裁判所への拘束力はない。著作権訴訟は、通常は CAFC ではなく、地方裁判所が属する控訴裁判所へ控訴される。その為 CAFC へ控訴される一部の訴訟事件（つまり本事件のように特許に関する訴えもセットの訴訟）以外では、CAFC の判決がどこまで影響するかはわからない。

そのため、今後 API について著作権の侵害訴訟があった場合、著作権の対象であるか改めて訴訟をしなければならないかもしれない。もちろん事実関係が本事件に近ければ、本判決を引用して公正利用があると主張して、訴訟は被告有利になるだろう。ただし、本事件で最高裁は API の使用が必ず公正利用になるとは示していない。

公正利用は最高裁が述べたように事実関係に基づく判断であり、さらに 4 つの因子を分析するという複雑な内容であるため、判例と全く同じような事実関係でもない限り、公正利用を立証するのは容易ではない。反対意見の内容や CAFC の判決も、判事によって判断が異なることを物語っていると言える。例えば、同じような API の使用の訴訟が今後あったとしても、Java API ほど広く利用されている API は多くはなく、市場および公益への影響が本事件と等しいケースは多くないだろう。公正利用は、控訴裁判所に覆される確率が高いことからわかるように、審理結果の予測が難しい。そのため、証拠を持って立証する必要がある。グーグル社のように、訴訟で戦う体力と予算がある企業はともかく、そうではない企業にとっては最高裁がこの問題を回避したことは今後の訴訟に影響するかもしれない。

c. ソフトウェア以外の分野への影響

最高裁は、本事件がソフトウェアに関する特殊なケースであることから、本事件の判決は公正利用に関する過去の判例を覆したり修正したりしないことを述べた。例えば、模造品、ジャーナリズムの執筆、パロディー等については、本事件の影響は限られていることを示した。そして、公正利用の適用法は、立法府と裁判所間の協力的な努力のもとで長い期間をかけて積み上げられたものであり、連邦議会はそれを継続することを意図しているとの認識を示した。そのため、本事件の審理では、米国著作権法の107条にある公正利用の原則と、過去の判例に記載されている原則をもとに、本事件の異なる種類の著作物に適用したと述べた。

しかし、本事件は過去の判例より被告にとって有利な公正利用の判例といえるだろう。実際、本事件の判決直後に、第2巡回控訴裁判所におけるアート作品に関する著作権訴訟において、本事件が公正利用の争いについてどのように影響するのか、両当事者に説明を求めた。本事件は、最高裁が扱った公正利用の重要事件としては約25年ぶりの判決であり、やはり最高裁判決の影響は大きいことがわかる。

d. 訴訟戦略への影響

公正利用は事実問題を含むとしても、最終判断は衡平法上の法律問題として判事が審理することが明確になった。そのため、陪審員は特別評決 (special verdict) という形で事実問題について評決をとる可能性はあるとしても、最終的な判断が判事に委ねられるため、陪審員の役割は以前よりも限られたものになった。逆に判事の役割は大きくなり、判事がどうせ最終判断をするのであれば、事実問題の部分も判事に委ねるということも考えられる。同様に、略式評決 (summary judgment) は、以前よりも求めやすくなったかもしれないが、前述の通り公正利用自体が複雑な判断のため、略式評決がどこまで期待できるかは今後の著作権訴訟の動向をみる必要がある。

もう一つ興味深い点がある。これまでの公正利用に関する争いでは被告の複写が善意をもったも

のか、悪意をもったものかが争点になることが多かった。そして、これまでの公正利用の訴訟では、公益性等は判断の重要部分ではないことが多かった。本事件では逆に、グーグル社の意図については深く追求しておらず、むしろ公益性や市場への影響について詳述しているため、今後は公益に関する主張も重要になるだろう。

6. おわりに

本事件は、ソフトウェアを開発する者にとっては大きな影響がある。特に市場への影響や、同じ機能や使い方でも新たな製品やプラットフォームを市場へ届けることにつながっていれば、公正利用になる可能性が高くなった。これにより、当該技術分野におけるデバイスの相互運用性が向上することが予想される。

しかし、本事件では地裁、控訴裁判所、最高裁判所によって公正利用の考えが異なることも見て取れた。公正利用の判断および予測困難さは以前から知られていた。本事件により、APIに関する公正利用はいくらか予測が可能になった。ただし、その他の分野では果たして本事件は予測性を上げたのか、はたまたむしろ複雑化してしまったのか、今後の各裁判所の公正利用の扱いを見て行く必要がある。そのため、本事件と近い事実関係でない限り、他のコードを複写するかどうかを検討するときは、慎重に進める必要がある。

(注)

- 1) *Google LLC v. Oracle Am., Inc.*, No. 18-956 (Apr. 5, 2021).
- 2) グーグル社は、タスクを実行するコードは独自に開発していたので、それは著作権侵害の対象ではなかった。
- 3) *Id.* at 2; *Oracle Am., Inc. v. Google Inc.*, 750 F.3d 1339, 1348-50 (Fed. Cir. 2014).
- 4) *Id.* at 1348; *Google LLC v. Oracle Am., Inc.*, No. 18-956 at 3.
- 5) *Oracle Am., Inc. v. Google Inc.*, 750 F.3d 1339 at 1349.
- 6) *Id.*
- 7) *Id.*
- 8) *Google LLC v. Oracle Am., Inc.*, No. 18-956 at 5.

- 9) *Id.*
- 10) *Id.* at 7.
- 11) *Id.* at 8.
- 12) *Google LLC v. Oracle Am., Inc.*, No. 18-956 at 2.
- 13) *Id.*
- 14) *Id.*
- 15) *Id.* at 9.
- 16) *Id.* at 2.
- 17) *Id.* at 2.
- 18) *Id.* at 3 (citing *Oracle Am., Inc. v. Google Inc.*, 872 F. Supp. 2d 974, 978 (N.D. Cal. 2012)).
- 19) *Id.* (citing 886 F.3d at 1187).
- 20) *Id.*
- 21) *Id.*
- 22) *Id.*
- 23) *Id.*
- 24) *Id.*
- 25) *Id.*
- 26) *Id.*
- 27) 複製された API は初期の 안드로이드 に含まれていたが、後にアップデートされた際に当該コードは削除されている。
- 28) *Id.* (citing *Oracle Am., Inc. v. Google Inc.*, 872 F. Supp. 2d at 982).
- 29) *Id.*
- 30) *Id.* at 8-9 (citing 886 F.3d at 1187).
- 31) *Id.* at 9.
- 32) *Id.*
- 33) 特許侵害に関しては、陪審員がオラクル社の訴えを退けたため、後に訴訟から取り下げられた。
- 34) *Id.* at 9.
- 35) *Id.*
- 36) *Id.* at 9-10.
- 37) *Id.*
- 38) *Id.* (citing *Oracle*, 750 F.3d at 1354).
- 39) *Id.*
- 40) *Id.*
- 41) *Id.* (citing *Google, Inc. v. Oracle Am., Inc.*, 576 U.S. 1071 (2015)).
- 42) *Id.* at 10-11.
- 43) *Id.*
- 44) *Id.*
- 45) *Id.* at 11.
- 46) *Id.*
- 47) *Id.*
- 48) *Oracle Am., Inc. v. Google LLC*, 886 F.3d 1179, 1198 (Fed. Cir. 2018).
- 49) *Id.* at 1206-07.
- 50) *Id.* at 1206.
- 51) *Id.* at 1197-98.
- 52) *Id.* at 1200-01.
- 53) *Id.* at 1197.
- 54) *Id.*
- 55) *Google LLC v. Oracle Am., Inc.*, No. 18-956 at 15.
- 56) *Id.* at 13.
- 57) 17 U.S.C. § 107.
- 58) *Google LLC v. Oracle Am., Inc.*, No. 18-956 at 19.
- 59) *Id.* at 20.
- 60) *Id.* at 21.
- 61) *Id.* at 22.
- 62) *Id.* at 24.
- 63) *Id.* at 23.
- 64) *Id.* at 23.
- 65) *Id.* at 25.
- 66) *Id.*
- 67) *Id.* at 26.
- 68) *Id.*
- 69) *Id.* at 27.
- 70) *Id.*
- 71) *Id.* at 28.
- 72) *Id.*
- 73) *Id.*
- 74) *Id.* at 29.
- 75) *Id.*
- 76) *Id.* at 30.
- 77) *Id.* at 31.
- 78) *Id.* at 32.
- 79) *Id.*
- 80) *Id.* at 33.
- 81) *Id.* at 34.
- 82) *Id.*
- 83) *Id.*
- 84) *Id.* at 35.
- 85) *Id.*

(原稿受領日 2021年8月6日)